

平成31年度（令和元年度）税制改正 個人課税・資産税

1 改元により「平成31年度税制改正」は「令和元年度税制改正」と表示

平成31年4月1日に「関係省庁連絡会議申合せ」が出されました。
これによると、各府省が改元日以降に作成する文書で、元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には「令和」を表示するとしています。このため、改元日以降の文書では従来の「平成31年度税制改正」を、「令和元年度税制改正」と表示するものがありますが、単なる表記の変更です（国の予算も新たな文書では「令和元年度予算」と表記されています）。



2 個人課税にかかる改正

主な改正内容は次のとおりです。特に大きな改正は無かったと言えます。

項目	内容
住宅ローン控除の拡充	消費税率10%が適用される住宅取得等は控除期間を13年にする
ふるさと納税制度見直し	返礼率3割・地場産品限定（5自治体は現在指定対象外）
個人版事業承継税制	土地建物・機械等を対象に贈与・相続税の猶予制度
株主のマイナンバー告知	株主からのマイナンバー提供は2021.12末までと3年延長
教育資金の一括贈与	2年延長 受贈者の前年度合計所得1000万円超は除外など
結婚・子育て資金一括贈与	同上

3 ふるさと納税制度見直し 6月1日から適用

返礼品競争が過熱したため見直しとなり、総務省が、ふるさと納税制度が適用となる自治体を「指定」することとなりました。大多数の自治体は指定されたので、従来と同じ制度が適用されます。

しかし指定されていない下記の自治体は、6月1日以降、「ふるさと納税」の対象外となり、住民税控除のうち特例分の控除ができなくなります（所得税控除と住民税の基本分控除はできる）。



東京都、 小山町（静岡県）、 泉佐野市（大阪府）、 高野町（和歌山県）、 みやき町（佐賀県）

尚、指定期間が今年9月末までの市町村が43団体（酒田市・庄内町も）あります。10月以降寄付する際は、対象となる自治体であることだけでなく、指定期間が継続しているかも確認する必要がありますので、ご注意ください。

4 個人版事業承継税制

2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、現事業者から後継者に特定事業用資産を全て贈与し、事業を継続していく場合は、担保の提供を条件に納税が猶予されます。相続でも同様の制度となっています。医師や士業でも対象になる一方、担保提供が条件であること、棚卸資産が対象外で、土地は400㎡までしか対象にならないなどの制限があります。この制度適用はよほど慎重に行うべきだと思います。

@6月の予定

《休業日》土曜・日曜・祝日

- 6/10・5月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 7/1・4月決算法人の確定申告
・1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

黒沼共同会計事務所 検索

